

(第一紙) T24p139c08

- 1 根本説一切有部目得迦卷第七 **三藏法師義淨奉 制譯**¹
- 2 第五子攝頌曰
- 3 狗肉不應噉 并食屍鳥獸 及以同蹄畜 亦不食□□²
- 4 爾時佛在室羅伐城時屬儉年諸俗人等□□。
- 5 □□□□時六衆苾芻於□初□□□□□。鉢入
- 6 城乞食隨所至處人皆告曰聖者可去實無
- 7 一物堪以奉施其家釜內有營食處六衆
- 8 見已便問彼言汝舍釜中是何飲食答云狗
- 9 肉問言仁等食狗肉耶答言我食六衆報言
- 10 我依仁等而為出家汝所食物宜應與我彼
- 11 便□□與³六衆苾芻受肉而去是
- 12 時群狗既聞肉氣共來圍繞號吠隨行時諸
- 13 居士見而告曰聖者何故被群狗逐答言我
- 14 所持者是其狗肉問言仁者食狗肉耶答言
- 15 我食因被譏嫌以緣白佛佛言凡諸苾芻不
- 16 應食狗及以鷄鴉并諸鳥獸食死屍者咸不
- 17 應食若有食者得罪⁴作罪
- 18 緣處同前時有盜賊偷惱薩羅國勝光大
- 19 王厩中上馬將入閻林遂斷其命棄其頭尾持
- 20 肉⁵而去六衆苾芻性多饕餮晨朝遍望觀
- 21 察四方遙見閻林有諸鷲鳥從空飛下因
- 22 即相報共往其處見彼所棄馬尾頭蹄因
- 23 相謂曰鄔波難陀我今豐足糞掃之物遂共

(第二紙) T24p140a04

- 1 收取時掌馬人尋蹤而至問六衆曰仁所著
- 2 者是大仙服如何更作斯惡行耶問言我作
- 3 何事答言王厩上馬仁等偷殺報言此非我煞⁶
- 4 是賊偷來殺而取肉頭蹄及尾棄地而去我
- 5 等將作糞掃物取馬主譏曰此實可愛糞

¹ 大正藏では「大唐三藏法師義淨奉制譯」とする。
² 大正藏では「獼猴」とする。
³ 大正藏では「多」とする。
⁴ 大正藏では「食狗肉」とする。
⁵ 大正藏では「日初分著衣持」とする。
⁶ 大正藏では「授」とする。
⁷ 大正藏では「我彼便授與」とする。
⁸ 大正藏では「惡」とする。
⁹ 大正藏では「肉」とする。
¹⁰ 大正藏では「殺」とする。

- 6 掃之物以緣白佛佛言汝等苾芻諸有同蹄之
- 7 畜^二及^三狐貉等類並不應食若有食者得惡
- 8 作罪
- 9 時有獼猴攀條遠躑忽然墮地因即命終
- 10 六衆見已持還住處置於釜內自煮時有
- 11 女人失其兒子尋逐蹤緒入逝多林察見六
- 12 衆於大釜內煮彼獼猴女人見已推^レ胸叫曰
- 13 嗚呼我兒於此被煮是時六衆挑獼猴手以
- 14 示女人女人叫曰禍哉此是兒手次挑其脚女
- 15 人告言禍哉是我兒脚次舉其頭女人復
- 16 言禍哉是我兒頭復舉其尾告女人曰爾之
- 17 兒子亦有尾耶女人告曰豈復仁等食獼猴
- 18 肉答云不是汝兒我食何過諸人聞已便起
- 19 譏嫌以緣白佛佛言汝諸苾芻獼猴之貌有
- 20 類人形是故苾芻亦不應食若有食者得惡
- 21 作罪
- 22 第六子攝頌曰
- 23 小蓋及衣角 皮葉等有過 除其鐵一種 餘物任情為
- 24 佛在室羅伐城時有苾芻身嬰重病為苦
- 25 所逼便往醫處執^三言賢首以所宜藥為我處

(第二紙) T24p440b01~

- 1 方醫人答曰有下灌藥宜可用之病速瘳愈
- 2 告言賢首世尊未許答曰仁之大師慈悲為
- 3 本必緣此事開許無疑時諸苾芻以緣白佛
- 4 佛言醫人處方用下灌藥當隨意作彼以小
- 5 蓋而為下灌便棄其藥佛言不應以蓋而為
- 6 下灌彼以衣角藥如前棄佛言不應衣角又
- 7 以皮灌復還棄藥佛言不應用皮彼將葉裹
- 8 佛言不應宜可作筒彼將鐵作熱而且鞭佛
- 9 言除鐵一種琉璃銅等咸隨意作
- 10 第七子攝頌曰
- 11 甘蔗酪肉麻 藥有四種別 大麻蔓菁粥 根等粥應食^二
- 12 爾時具壽鄔波離白世尊言其七日藥亦得
- 13 用為盡壽藥不佛言得即如甘蔗體是時藥汁

二 大正藏では「及」とする。
 三 大正藏では「搥」とする。
 三 大正藏では「報」とする。
 二 大正藏では「喰」とする。

- 14 為更藥糖為七日灰得盡形鄔波離酪是時
- 15 攝漿是更收¹⁵為七日燒酪成灰便為盡壽
- 16 鄔波離肉是時藥脂成七日燒¹⁶成灰便為
- 17 盡壽隨事應服時有苾芻身嬰病苦往醫
- 18 人處問言賢首我今帶病願為處方醫人答
- 19 曰聖者應食大麻粥苾芻告曰世尊未許我
- 20 云何食醫答同前以緣白佛佛言醫人處方
- 21 聽食麻粥或是蔓菁根莖花葉及其子實
- 22 並除風疾咸應作粥而噉食之
- 23 第八子攝頌曰
- 24 開許¹⁷沙糖飲 得為七日藥 生心為五事 益彼應共分
- 25 爾時世尊人間遊行至一聚落時有長者宿

(第四紙) T24p440b28~

- 1 世因緣應受如來之所化度爾時世尊知彼長
- 2 者受化時至詣其住處是時長者即為世尊
- 3 於彼寬廣敷設床座爾時世¹⁸就座而坐時
- 4 彼長者禮雙足已在一面坐是時世尊觀彼
- 5 長者意樂隨¹⁹根性差別而為說法示教利
- 6 喜令彼長者以智金剛杵破二十種薩迦耶
- 7 見山獲預流果既得果已白世尊曰我今所
- 8 證非先祖父母所作非國王作非諸天作亦
- 9 非沙門婆羅門等作亦非親友及宗族作由
- 10 依世尊大師力故如是廣説乃至受三歸依
- 11 心生淨信
- 12 爾時世尊為彼長者宣說法要日時遂過佛
- 13 及大衆悉皆絕食長者白佛言我今欲作非
- 14 時漿佛言隨意應作即去營辦沙糖等漿
- 15 奉佛及僧諸苾芻等以其過甜不能多飲以
- 16 以²⁰白佛佛言²¹蒲²²萄石榴及橘柚等揀使破碎
- 17 以物淨濾勿令稠濁和攪而飲時具壽鄔波
- 18 離白佛言其沙糖飲頗得守持經七日不佛言
- 19 得齊何應飲乃至澄清未醋已來體未變者

¹⁵ 大正蔵では「酥」とする、以下同様。

¹⁶ 大正蔵では「肉」とする。

¹⁷ 大正蔵では「抄」とする、以下同様。

¹⁸ 右上に「尊」という朱字がある。

¹⁹ 大正蔵では「眠」とする。

²⁰ 大正蔵では「縁」とする。

²¹ 大正蔵では「葡」とする。

- 20 隨意當飲爾時佛在室羅伐城時有長者請
- 21 具壽阿難陀就舍而食時給孤獨長者
- 22 身嬰重病世尊聞已與侍者阿難陀詣長者處
- 23 問其疾苦是時長者為佛敷座世尊就坐²³
- 24 即為長者說法要已從座欲去時彼長者
- 25 請世尊曰唯願哀愍今受我食爾時世尊默

(第五紙) T24p140c23~

- 1 然許之時阿難陀白佛言先有長者已請我食
- 2 佛告阿難陀應捨先請與餘苾芻有五種事
- 3 心念皆成謂分別衣守持衣褻灑陀隨意事
- 4 及受人請
- 5 緣處同前時屬儉年諸苾芻衆乞食難得有
- 6 敬信婆羅門及諸居士請耆宿苾芻就舍而
- 7 食時諸苾芻但受一請餘皆不受世尊告曰若
- 8 於儉年飲食難得隨有請喚皆應受之身自
- 9 食已於餘苾芻成⁹應共食不被請人亦詣彼
- 10 舍施主告曰仁不是我所請之¹⁰便不與食世
- 11 尊告曰其受請者應可先受食兩三口為表
- 12 相已作如是言居士此諸苾芻乞食難得我
- 13 將此食迴以施之汝可隨喜如是二三隨所
- 14 得食皆應迴授其最後者應¹⁴
- 15 第九子攝頌曰
- 16 醫教應服蘓 油及餘殘觸 并開眼¹⁶藥合 除十為淨厨
- 17 緣處同前有一苾芻身嬰重病問彼醫人醫
- 18 人報曰應可服蘓病當除差以緣白佛佛言
- 19 醫人處方隨意應服時病苾芻於其夜分將
- 20 欲食蘓無人為授佛言應自取服若蘓難
- 21 得應可服油油更²¹難得遂便廢闕時餘苾
- 22 芻有殘觸蘓油彼作是言我有蘓油然是
- 23 殘觸佛若開者汝當取服以緣白佛佛言
- 24 病者貧無設是殘觸服之無犯具壽鄔波
- 25 離白佛言如世尊説汝諸苾芻應持眼²⁵藥

²³ 大正藏では「座」とする。

²³ 大正藏では「威」とする。

²³ 大正藏では「十人」とする。

²³ 大正藏では「十自飽食」とする。

²³ 大正藏では「服」とする。

²³ 右上に「受」という朱字がある。

²³ 大正藏では「服」とする。

(第六紙) T24p41a22~

- 1 合者其事如何佛言除四寶已餘皆得畜
 - 2 爾時世尊在薛舍離告諸苾芻有十種地
 - 3 不應結作淨厨所謂露地門屋下房簷前
 - 4 溫煖堂洗浴室官人宅制底邊外道家俗
 - 5 人舍尼寺中若煮食時皆得惡作鄔波離
 - 6 白佛言若結一室共作淨厨既作法已上
 - 7 下傍邊皆成淨不佛告鄔波離若大衆共
 - 8 許結此一處作淨厨時上下四邊勢分之
 - 9 内悉皆成淨
 - 10 第十子攝頌曰
 - 11 根莖葉花果 皆應淡酒浸 水攪而飲用 并許其異食
 - 12 爾時世尊既度釋子出家其人皆串⁸⁸飲酒由
 - 13 斷酒故身色萎⁸⁹黃以緣白佛佛言但有造
 - 14 酒之物所謂根莖葉花果等並屑為末以
 - 15 白布裹可於無力不醉淡酒中而為浸漬
 - 16 勿令器滿而封蓋之後以清水投中攪飲或
 - 17 以麴及樹皮并諸香藥擣篔為末布帛裹
 - 18 之用杖橫繫懸於新熟酒瓮内勿令霑酒
 - 19 經一二宿以水攪用斯之二種時與非時隨
 - 20 飲無犯
 - 21 如是能令酒渴止息汝諸苾芻以我為師
 - 22 者不應飲酒不與不取乃至不以茅端滯酒
 - 23 而著口中
 - 24 如世尊説莎底苾芻應與異食者當云何
 - 25 與佛言初生犢子糞尿并崛路陀樹灰一菩
- (第七紙) T24p41b18~
- 1 提樹灰二劫畢他三阿説他四鄔曇跋羅
 - 2 樹灰五溺崛路及入地四指下土相和一處
 - 3 攪而隨用不知何人應取佛言令信敬者
 - 4 取還令信敬者授
 - 5 目得迦別門第二總攝頌曰
 - 6 定物有主處 須問憍薩羅 從像預先差 大減會尼衆
 - 7 第一子攝頌曰

⁸⁸ 大正藏では「慣」とする。
⁸⁹ 大正藏では「痿」とする。

- 8 定物不應移 莫拾賊遺物 屍林亦復爾 隨許並應收
 - 9 爾時佛在室羅伐城有一長者多饒財寶造
 - 10 一住處施與僧伽及諸臥褥供身雜物咸
 - 11 持奉施有少苾芻在此而住共相謂曰諸具
 - 12 壽臥褥資具既甚豐盈若舉置時恐多損
 - 13 壞隨足受用所有餘物應可分與苾芻僧伽
 - 14 即如其議所有餘物悉皆分與隨近僧伽時
 - 15 有乞食苾芻遊行至此時舊住者便為解勞
 - 16 彼客苾芻問言具壽頗有餘長閑臥具不
 - 17 答曰此無閑物諸客苾芻於破床上苦臥
 - 18 通霄^三至於晨朝執持戶鑰向俗人本寺主
 - 19 處既至彼已就座而坐即為長者宣説
 - 20 法要讚歎七種有事福業長者答曰
 - 21 此之福業我今已作苾芻答曰仁之住處
 - 22 猶乏臥具我於昨夜眠一破床極受辛苦其
 - 23 寺本主報言我以衆多臥褥資具奉施
 - 24 大衆豈非苾芻將我施物向餘處耶
 - 25 苾芻問曰識鎖鑰不答言我識即與長者
- (第八紙) T24p41c16~
- 1 共往觀察時彼長者到住處已問舊苾芻
 - 2 我以衆多臥褥資具奉施大衆今並何在
 - 3 時諸苾芻即以上事具答施主長者告曰
 - 4 應可取來我本要心施此住處以緣白佛佛
 - 5 言不應持此處物與餘住處應隨定處而
 - 6 受用之若私與者應全酬直若不還者得
 - 7 重越法罪
 - 8 緣處同前六衆苾芻共諸商旅人間遊行
 - 9 時諸商旅咸被賊劫然彼賊徒將物不盡
 - 10 棄之而去時六衆苾芻隨賊後行見其遺物
 - 11 遂相告曰難陀鄔波難陀奇哉豐足糞掃
 - 12 之衣可共持去即取衣物物主來至見六衆
 - 13 持衣便共譏曰我所有物賊不奪者仁復重偷
 - 14 尊者著大仙衣造斯惡行問言我作何
 - 15 事答言汝偷我衣苾芻曰賊奪汝衣棄之
 - 16 而去作糞掃想我等取之以緣白佛佛
 - 17 言賊奪商旅所遺棄物不應收取若取物

^三 大正藏では「宵」とする。

- 18 者得惡作罪
- 19 復有商主被賊所偷持物不盡所有殘餘
- 20 諸居士等告曰仁者隨樂收取苾芻不取世
- 21 尊告曰若隨聽者應取
- 22 爾時佛在王舍城時六衆苾芻往寒林中
- 23 停屍之處遂便共見衣裳傘蓋及以柴樵而
- 24 相謂言難陀鄔波難陀多糞掃物可共持
- 25 去其守屍林旃荼羅等後來至此便作是

(第九紙) [24p112a10]

- 1 念誰劫奪此深摩舍那是時六衆經七八日
- 2 共相謂曰難陀鄔波難陀深摩舍那計應
- 3 豐有糞掃之衣可共往彼收斂其物既至
- 4 彼已時旃荼羅遂即執捉告曰阿遮利耶
- 5 所有王家課役之事皆悉出在深摩舍那
- 6 云何仁等他所掌物而竊取之以緣白佛
- 7 佛言汝諸苾芻深摩舍那他³³所掌物衣蓋
- 8 柴薪並不應取若有取者得重越法罪
- 9 復有餘處掌屍林人既懷信敬告苾芻曰
- 10 隨意取衣彼不敢取以緣白佛佛言若彼
- 11 聽者隨意應取
- 12 第二子攝頌曰
- 13 有主天廟物 苾芻不應取 看病人不應 勸他捨法服
- 14 爾時佛在室羅伐城逝多林給孤獨園六衆
- 15 苾芻與車商旅涉路而行忽於中途其車軸
- 16 折時彼商主棄斯折軸別將餘軸替之而
- 17 去六衆苾芻即取折軸於四衢道中埋令豎
- 18 立自相謂曰此應名作車軸天尊既建立已
- 19 捨之而去時有長者以食祭祠復有餘人於
- 20 斯乞願若能令我稱所求者當為天尊造立
- 21 堂舍并婆羅門衆一百八人於日中常來設
- 22 會作斯祈願得稱所求即於其所造立堂廟
- 23 時諸商旅往來至此咸以衣物劫貝毛等奉
- 24 施天尊六衆重來見彼天廟商估雜³⁴車
- 25 馬駢闐多有³⁵貨財非常豐贍共相謂曰車軸

³³ 大正藏では「踏」とする。
³⁴ 大正藏では「資」とする。

(第十紙) T24p442b07~

- 1 天尊奇豐衣物我等今者應可取之時守
- 2 廟人見其取物白言聖者我於此處恒作修
- 3 治云何仁等有主神堂衣毛劫貝而便輒取
- 4 六衆報曰汝久寒賤何處得有如此天廟本
- 5 由我等創斯建立以折車軸將作天尊不
- 6 體來由漫生悋護時鄔波難陀²⁶打車軸
- 7 以手拔出諸人告曰設尊者造或可餘人而
- 8 我依此以為活命如何見奪所有衣²⁷時
- 9 諸居士咸起譏嫌苾芻以緣白佛佛言不應
- 10 輒取有主天廟所有衣貲劫貝毛等若有
- 11 取者²⁸得²⁹越法罪
- 12 有餘天廟隨意令取時諸苾芻並不敢取
- 13 以緣白佛佛言若他聽者是即應
- 14 取
- 15 緣處同前時有苾芻身嬰病苦如世尊説
- 16 令病苾芻於僧伽中宜修福業時瞻病者
- 17 告病人曰可於僧田少當行施病人答曰我無
- 18 一物今應持我三衣施之時瞻病者持衣奉
- 19 施僧伽受已賣而共分苾芻病差遂闕三衣
- 20 以緣白佛佛言不應勸病苾芻施人三衣勸
- 21 他捨者得越法罪然僧伽不合受此三衣假
- 22 令受者不應分散見闕當還若有分者得
- 23 惡作罪
- 24 第三子攝頌曰
- 25 物須問施主 衆利可平分 二大合均分 餘衆應加減

(第十一紙) T24p442c03~

- 1 爾時佛在室羅伐城時有長者施僧尼二衆
- 2 食復以財物奉施二衆諸苾芻等不知云何
- 3 應分其物以緣白佛佛言應問施主隨語而分
- 4 緣處同前時有六十苾芻人間遊行詣一村
- 5 所彼有長者久懷正信請諸苾芻就舍而食
- 6 是時居士作如是念彼諸苾芻各以一衣而為
- 7 奉施彼食未竟復有六十苾芻尼衆而行乞
- 8 食諸人告曰某長者家有諸苾芻正受供養

²⁶ 大正藏では「拳」とする。

²⁷ 大正藏では「資」とする。

²⁸ 大正藏では「十重」とする。

- 9 仁等可往尼便就彼亦受其食長者念曰我
- 10 今云何以衣遍施應從老者行與時彼長者
- 11 以六十張⁸⁵置上座前苾芻不知云何共分
- 12 以緣白佛佛言此是二衆利物應共平分
- 13 緣處同前有一長者設二衆食并施財物時
- 14 苾芻等與諸求寂平等分之時近圓者因生
- 15 嫌恨我等所要三支伐羅彼諸求寂上披縵條
- 16 下著一裙二衣便足如何使我共彼平分以
- 17 緣白佛佛言苾芻苾芻尼應平等分若求寂
- 18 男求寂女三分與一式又摩拏二分與一欲
- 19 受戒人亦二分與一如是應知
- 20 第四子攝頌曰
- 21 橋薩羅白疊 佛子因飡麩 室利笈多緣
- 22 爾時世尊與千二百五十苾芻於橋薩羅國
- 23 人間遊行遇至一村時有長者請佛及僧并
- 24 常隨徒衆就舍而食時有六十苾芻尼⁸⁶入
- 25 遊行亦到此村巡家乞食至長者宅亦請受

(第十一紙) T24p443a03~

- 1 食時彼長者供佛僧已便以白疊千二百五
- 2 十張安上座前諸苾芻等不知云何分其施
- 3 施⁸⁶時六十尼作如是語我等前已得半施物
- 4 今者亦應持半與我以緣白佛佛言苾芻與
- 5 尼計人分施不應中半
- 6 復有長者請佛及僧就舍而食諸苾芻等
- 7 時至赴食唯獨世尊不赴其請令使請食
- 8 寺內而住佛有五因緣不往赴請廣説如常
- 9 今欲為諸弟子制其學處時彼長者敬重
- 10 耆宿行與上蘓并蘓煮餅中年行油煮餅
- 11 至於下行與油麻滓并麻滓煮菜時具壽
- 12 羅怛羅親為世尊取其鉢食持至佛所禮雙
- 13 足已於一面坐諸佛常法於取食者歡言慰
- 14 問彼苾芻等得美好食不羅怛羅白佛言諸
- 15 僧伽等得好美食極是豐足世尊告曰汝今
- 16 何故身形羸瘦時羅怛羅説伽他曰

⁸⁵ 大正藏では「氈」とする、以下同様。

⁸⁶ 大正藏では「人」とする。

⁸⁶ 大正藏では「物」とする。

廣論營造事

- 17 食油能有力 蕪乃足光輝^三 麻滓及菜蔬 何能有色力
- 18 佛告羅怛羅問汝身瘦因何便以食事答我羅怛
- 19 羅具以上事而白世尊佛言誰為僧伽上坐^三
- 20 答言是我鄔波駄耶佛告羅怛羅汝師舍利
- 21 子此是惡食不名善食何不觀察中下座食
- 22 佛告諸苾芻僧伽上座所有行法我今制之
- 23 為上座者初見行食人來應先教長跪合掌
- 24 唱三鉢羅法^三多上座即應告言可平等行時
- 25 彼見行美菜餅等事事來時咸作是語便

(第十一紙) T24p443a29~

- 1 成廢闕世尊告曰創始行鹽即須報言可平
- 2 等行無煩一一若違所制得惡作罪時具壽舍
- 3 利子聞世尊説不名善食遂便以指挾吐其
- 4 食具壽鄔波離白世尊言舍利子所受之食
- 5 彼便吐出世尊告曰汝諸苾芻非但今日我
- 6 鄙其食彼便歐^三出於過去世我鄙其食當時
- 7 已吐汝今應聽昔有婆羅門常為唱讀共一
- 8 婆羅門童子遊行人間至一聚落彼便置
- 9 此童子於聚落外息在池邊語言汝今於此
- 10 可暫時住我入村中乞求麩食童子遂住時
- 11 有旃荼羅種來至池邊就水食麩時彼童
- 12 子見而告曰丈夫仁可惠我少多麩食便報
- 13 童^三曰可縫葉器即便縫葉時旃荼羅以麩
- 14 授之是時童子見麩潤^三膩即報彼曰此麩何
- 15 故潤膩答曰膩器盛麩因斯帶潤是時童子
- 16 尋食其麩彼婆羅門從村來至告童子曰汝
- 17 今亦可入此村中乞取麩餅童子告曰我已
- 18 食麩彼便問曰何處得耶答曰於旃荼羅處
- 19 得婆羅門曰此是不淨惡人汝何取麩時婆
- 20 羅門遂生嫌賤時彼童子即便吐麩佛告諸
- 21 苾芻汝等勿生異念彼時唱讀婆羅門者即我
- 22 身是彼童子者即舍利子是往時由我吐其
- 23 麩食復於今日為我訶責還吐出食

^三 大正蔵では「暉」とする。

^三 大正蔵では「座」とする。

^三 大正蔵では「佉」とする。

^三 大正蔵では「嘔」とする。

^三 大正蔵では「子」とする。

^三 大正蔵では「潤」とする。

24 爾時佛在王舍城羯闍鐸迦池竹林園住時
25 彼城中有一長者名室利笈多元是露形外

(第十四紙) T24p443b26~

1 道門徒即是聚底色迦姊妹夫也其聚底色
2 迦深信三寶作如是念我今宜可勸室利笈
3 多知佛僧伽是上福田即便告曰佛及衆僧
4 汝能設食親供養者獲福無量彼便告曰
5 今我供養佛及僧者汝亦為我請哺囑拏
6 及彼弟子設食供養時聚底色迦便作
7 是念我今若其不見許者遂令彼人於勝
8 福田有大損失普施一切此復何違
9 即許為請時室利笈多復生是念我若
10 先請沙門喬答摩就舍食者彼聚底色
11 迦後不肯請哺囑拏及諸弟子而設其食
12 遂報彼曰爾可先請哺囑拏等就舍而食
13 我於次後請佛僧伽而申供養即便許
14 之尋往哺囑拏處廣申言論情歡喜已遂
15 便告曰仁者哺囑拏及諸弟子願至明日就
16 我舍食時哺囑拏便生是念豈非此人於沙
17 門喬答摩處見有過失情不信樂今於我所
18 起慳重心我於今者獲大利益又此先祖是
19 我施主今復歸向正是其宜即便受請時
20 聚底色迦即於其夜營辦飲食敷設座席
21 安置水盆晨朝遣使往哺囑拏處白言時
22 至飲食已辦唯願知時時室利笈多告哺囑
23 拏曰聖者知不然沙門喬答摩但有俗舍
24 來請命時創到彼門先以右脚踏其門闔便
25 現微笑有侍者阿難陀即偏袒右肩右膝著

(第十五紙) T24p443c21~

1 地合掌請曰大德大聖如來及如來弟子非
2 無因緣輒現微笑大德此等有何因緣彼
3 便答曰如是阿難陀非無因緣輒便微笑然
4 佛所至之處皆為授記能令大衆發敬信
5 心仁等今往聚底色迦處入彼舍時應如
6 是作亦復能令大衆生敬信心即然其事
7 時哺囑拏及諸弟子圍繞而去詣聚底色
8 迦住處既至彼已到其門闔遂開口大笑時

- 9 露形弟子頂禮其足合掌問曰大德非無因
- 10 緣如是勝人輒開口大笑彼便告曰其實如
- 11 是非無因緣我以天眼觀見無醉池側有
- 12 雄獼猴逐雌獼猴隨後而走是時脚踏從
- 13 樹顛墮因即命終今我念曰如此之畜無識
- 14 有情為鄙欲故受大憂苦時聚底色迦聞
- 15 此語已遂作是念此姪女兒向針行裏更
- 16 欲賣針我今折挫令其改肅即為哺囑拏
- 17 及諸弟子敷設妙座以上妙飲食滿盛銅
- 18 鉢置餅於下上安雜味奉露形衆於哺囑
- 19 拏器下安諸雜味上以餅覆而授與之彼
- 20 便念曰我是教主合受好食如何長者而
- 21 不見與長者請曰何不食耶彼便告曰此
- 22 但有餅無雜味宜可將來是時聚底色
- 23 迦（舊云樹提／伽者訛也）長者即於其前説伽他曰
- 24 應合見者不能見 不合見者詐言明
- 25 尚觀池側獼猴死 如何不見椀中羹

（第十六紙）T24p444a17～

- 1 是時長者於鉢餅下示其雜味時彼羞愧
- 2 即自念言我被挫折待少食訖我為呪願令
- 3 現在未來所設福業空無果利彼既食罷
- 4 即為呪願説伽他曰
- 5 若人少行惠施時 及以供養設食時
- 6 此非言難詰責時 令其善福皆無報
- 7 時聚底色迦長者有守門人既聞事已便
- 8 作是念斯無智人受我舍食妄陳呪願令
- 9 無果報此姪女兒我今料理令其落節彼
- 10 遂當門傾穢水瓠復拽門關令其半出時
- 11 哺囑拏尋並出門俱被泥澆遂便倒地頭
- 12 觸門關打破流血時守門人説伽他曰
- 13 正是門關抽出時 及以穢瓠傾水時
- 14 打破其頭血流時 此時善福還無報
- 15 時哺囑拏持其流血詣室利笈多處時彼
- 16 見已問言大德何意頭破流血若斯答曰
- 17 被聚底色迦長者躡頓於我即便告曰仁
- 18 大有幸存命出來我今作計令彼喬答摩

大正藏では「上下」とする。

- 19 及僧伽衆入我宅中不活而出時室利笈多
- 20 遂生是念我今宜往喬答摩處請其受食彼
- 21 若定是一切智人必不受請如非一切智即便
- 22 見許時室利笈多即往佛所共相問訊在
- 23 一面坐復從座起請世尊曰佛及僧伽頗
- 24 能明日就我舍內受一食耶

(第十七紙) T24p444b12~

- 1 根本說一切有部目得迦卷第七
- 2 皇后藤原氏光明子奉為
- 3 尊孝贈正一位太政大臣府君尊妣
- 4 贈從一位橘氏太夫人經寫一切經論
- 5 及律莊嚴既了伏願憑斯勝目奉
- 6 資實實助永庇菩提之樹長遊般若
- 7 之津又願上奉 聖朝恒派福壽下
- 8 及寮采共盡忠節又光明子自菩薩誓
- 9 言弘濟沉淪勤除煩障妙窮諸法早
- 10 契菩提乃至傳燈無窮流布天下
- 11 聞名持卷獲福消災一切迷方會歸
- 12 覺路
- 13 天平十二年五月一日記
- 14 昭和九年十月修理
- 15 監督 帝室博物館總長杉榮三郎
- 16 主任 奈良帝室博物館長心得和田軍一